

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和元年7月10日

水曜日

第4518号

目次

告示

- 道路の位置の指定 1
- 位置の指定を受けた道路の変更 2
- 土地改良区の定款変更の認可

公告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 3
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出 7
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

告示

富山県告示第310号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和元年7月10日

富山県知事 石井 隆 一

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	24.15	滑川市上島 117番1	滑川市上島 117番1	令和元年6月5日
2	6.00	27.64	小矢部市綾子 3934番	小矢部市綾子 3934番	令和元年6月6日
3	6.00	34.41	砺波市秋元 458番	砺波市秋元1111番	令和元年6月10日
4	4.00	46.09	砺波市秋元1111番	砺波市秋元1111番	令和元年6月10日

富山県告示第311号

位置の指定を受けた道路の変更について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置について、次のとおり変更の承認をしたので、富山県建築基準法施行規則（昭和53年富山県規則第47号）第18条第3項の規定により公告する。

令和元年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

	道路 番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
				始点の地名地番	終点の地名地番	
変更前の 道路	1	6.00	27.19	魚津市六郎丸1032 番6	魚津市六郎丸1032 番6	平成27年 8月10日
変更後の 道路	1	6.00	63.15	魚津市六郎丸1032 番6	魚津市六郎丸1035 番	令和元年 6月25日
	2	6.00	62.81	魚津市六郎丸1044 番	魚津市六郎丸1035 番	令和元年 6月25日

富山県告示第312号

土地改良区の定款変更の認可について

井田川水系土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和元年6月28日認可した。

令和元年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

8 縦覧期間 令和元年7月10日から令和元年11月11日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

富山大広田ショッピングセンター 富山市中田東砂無 220番地11 ほか79筆

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 大森 実

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 池田 和男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 大森 実 ほか7

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 池田 和男 ほか7

4 変更の日 平成30年5月11日 ほか

5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者に変更があつたため ほか

6 届出の日 令和元年6月28日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年7月10日から令和元年11月11日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで
きる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1
項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準
用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦
覧に供する。

令和元年7月10日

1 店舗の名称及び所在地

DCMカーマ呉羽店/アルビス呉羽東店 富山市呉羽町7026番地

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社 ほか1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) カーマホームセンター呉羽店/ハイ・トマト呉羽東店

富山市呉羽町7026番地

(変更後) DCMカーマ呉羽店/アルビス呉羽東店

富山市呉羽町7026番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ハイ・トマト 富山市呉羽町7026番地

代表取締役 笹田 悦朗 ほか1

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 池田 和男 ほか1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ハイ・トマト 富山市呉羽町7026番地

代表取締役 笹田 悦朗 ほか5

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 池田 和男 ほか4

4 変更の日 平成30年5月11日 ほか

5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者に変更があったため ほか

6 届出の日 令和元年6月28日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年7月10日から令和元年11月11日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
洋服の青山 魚津店 魚津市江口字若宮758番3, 765番1
- 2 店舗を廃止する者 有限会社タカムラ 代表取締役 高村 誠
- 3 廃止前の店舗面積の合計 1,078㎡
- 4 廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 5 店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成31年3月1日
- 6 廃止の理由 小売店舗として利用しなくなったため

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
令和元年6月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人勇氣2015
- 3 代表者の氏名
藤井 明美
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市新庄町四丁目3番13号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者及び現役世代が互いに助け合い、ソフト及びハード面も含めた夢と希望そして勇氣の持てる社会の実現を目指し、生活支援サービスに関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。